

Q1:被保険者および扶養にされる方は、ともに75歳未満ですか？

→いいえ→



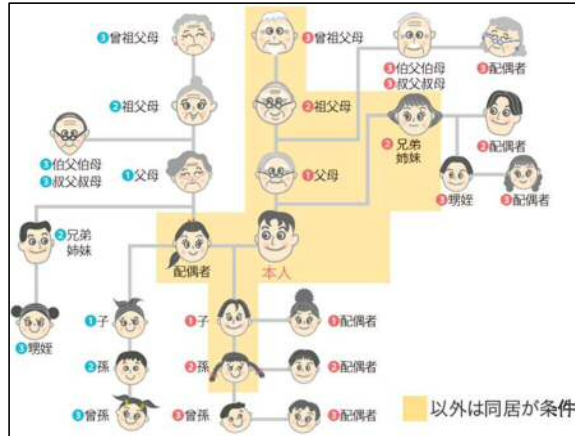
75歳以上は後期高齢者医療保険となり対象外です。

↓ はい

Q2:扶養される方は、下図の3親等内親族表に該当しますか？

※同居条件（被保険者の3親等内で直系尊属（父母、祖父母など）・配偶者・子・孫・兄弟姉妹以外は、被保険者と同居していることが必要）

→いいえ→



↓ はい

Q3:原則として国内に居住していますか？

下記のいずれかの条件に該当する場合、海外に住んでいても例外的に被扶養者になれます。

→いいえ→



- ①外国に留学する学生
- ②外国に赴任する被保険者の同行者
- ③観光・保養・ボランティア活動その他の就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人
- ④外国に赴任している間に被保険者との身分関係が生じた人
- ⑤渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められた人

↓ はい

Q4:扶養される方は、主として被保険者の収入によって生活していますか？

※夫婦共働きときは原則として収入の多い方の被扶養者となります。（年収の差額が1割以内のときは届出により、主として成型を維持する方の被扶養者になります。）

→いいえ→



↓ はい

Q5:被扶養者となるための収入基準を満たしていますか？

収入の範囲：年金、雇用保険の失業給付、出産手当金、傷病手当金、不動産収入、自営収入、農業収入、利子収入などが含まれます

【同居の場合】認定対象者（扶養にされたい方）の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ、被保険者の年収の2分の1未満であること。

→いいえ→



【別居の場合】認定対象者（扶養にされたい方）の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ、被保険者からの援助額より少ないこと。（仕送り証明等の確認書類が必要です）

→いいえ→

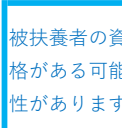


※収入については、年収だけでなく、月間収入を満たしている必要があります。60歳未満は月額目安で108,334円。60歳以上は月額目安で150,000円となります。

↓ はい

Q6:両親・義父母等扶養される方に配偶者がいられますか？

→いいえ→



↓ はい

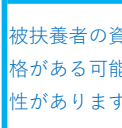
夫婦はお互いに協力し扶助しあう義務があることから、強い生計維持関係があるとみなされます。ご両親を扶養する等、被扶養者に配偶者がいる場合には上記の条件に加えて、夫婦合算での収入基準があります。

※健康保険組合で審査の上、認定します。

↓

Q6:両親・義父母等扶養される方の合算年収が下記条件を満たしますか？

→はい→



年齢および合算収入限度額

- 【両親ともに60歳未満】 260万円（130万+130万円）
- 【父母のどちらかが60歳以上、どちらかが60歳未満】 310万円（180万+130万円）
- 【両親ともに60歳以上】 360万円（180万+180万円）

その他、追加される条件

- 合算収入基準を満たしていても、どちらかが上記の収入基準を超えている場合は、収入基準より低い方のみの認定になります。
- 両親ともに、上記の収入基準以下であっても、合算収入基準を超える場合は、父母どちらも認定されません

※健康保険組合で審査の上、認定します。